



市長発表 1

令和2年10月12日

各報道機関支局長 様

富士宮市長

<p>(件名)</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大時における職員の分散勤務</p>	<p>(担当)</p> <p>総務部行政課 行政経営係</p> <p>担当氏名 佐藤 真希</p> <p>電話 0544-22-1446</p> <p>内線 2406</p>
<p>セールスポイント</p>	<p>新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令時等に備えて、職員の勤務体制を整備します。</p>
<p>(要旨)</p> <p>新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延している中、富士宮市では職員間の感染リスクを低減するとともに、行政機能を維持することを目的に、必要に応じて職員を分散勤務させることといたしました。</p> <p>(内容)</p> <p>新型コロナウイルス感染症により、県外の自治体では、職場でクラスターが発生したため、市役所を閉鎖し、行政機能が一時中断する事態となりました。このような事態を回避するため、本庁舎及び保健センターに勤務する職員（特別職、管理職、総合案内、公用車管理等、本庁舎特有の業務に従事する職員は除く。）のうち、約半数を出張所や公民館など17の出先施設に勤務させ、本庁舎及び保健センターと並行して事務を行います。</p> <p>分散勤務を実施すると、窓口業務等において通常より時間を要するなど、市民の皆様にご不便をおかけする面もありますが、ご理解をお願いいたします。</p> <p>また、分散勤務を円滑に開始するため、10月22日及び23日の2日間で分散勤務の試行を行います。試行の結果を検証の上、出先施設ごとの配置部署や担当する業務などについて、あらかじめ新聞折込のチラシにより市民にお知らせする予定です。</p>	
<p>分散勤務開始の判断基準</p> <ol style="list-style-type: none">1 市内において、新型コロナウイルス感染症に1週間当たり19人以上感染し、その半数以上の感染経路が不明であるとき。2 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、静岡県対策本部長である県知事から富士宮市の区域に協力要請が出されたとき。3 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、政府対策本部長である内閣総理大臣から静岡県の区域に緊急事態宣言が出されたとき。 <p>上記のうち、1つでも該当した場合は、市感染症対策本部で決定します。</p>	